

生駒市訓令甲第4号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年8月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第51条（見出しを含む。）中「病院建設課長」を「病院事業推進課長」に改め、同条第1号中「病院建設事業」を「病院事業」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。